○文部科学省・経済産業省告示第一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定を実施するため、広報・調査等交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

文部科学大臣　馳　浩
経済産業大臣　林　幹雄

広報・調査等交付金交付規則の一部を改正する告示

広報・調査等交付金交付規則（昭和四十九年通商産業省・科学技術庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（実績報告等）」に改め、同条第一項中「若しくは」の下に「第九条第四号の規定による」を加え、同条に次の二項を加える。

3　交付金事業者は、第一項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日又は第九条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があつた日から三月を経過した日までに、様式第六の二による評価報告書二通（正本一通及び副本一通）を所管大臣に提出しなければならない。ただし、所管大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4　所管大臣は、前項の規定により評価報告書の提出があつたときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

第十二条に次の一項を加える。

5　所管大臣は、第一項の規定により交付金の額を確定したときは、次の各号に掲げる当該交付金に関する事項をインターネットその他の方法により公表するものとする。

一　交付金事業の名称
二　交付金事業の実施場所
三　交付金事業の概要
四　交付金事業に要した費用及び交付金の額

様式第三中「添付資料（」の下に「イ及びロについては、」を加え、「ロ　施設等の配置図、平面図、立面図等」を「ロ　施設等の配置図、平面図、立面図等
ハ　事業を行うことが必要な理由、現状及び問題点並びに期待される効果が確認できるもの」に改める。

様式第六の次に次の様式を加える。

様式第６の２

年度広報・調査等交付金事業評価報告書

年　月　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　㊞

年　月　日付け第　　号をもつて交付の決定の通知を受けた広報・調査等交付金に係る交付金事業の成果の評価について広報・調査等交付金交付規則第11条第３項の規定により別紙のとおり報告します。

注　⑴　別紙は次の事業評価総括表及び事業評価個表の様式によること。
　　⑵　用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

別紙

Ⅰ．事業評価総括表

（単位：円）

番号	交付金事業の名称	交付金事業者名又は間接交付金事業者名	交付金事業に要した経費	交付金充当額	備　考

（備考）　事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

Ⅱ．事業評価個表

番号	交付金事業名		
交付金事業者名又は間接交付金事業者名			
交付金事業実施場所			
交付金事業の概要			
総事業費		交付金充当額	
		うち文部科学省分	
		うち経済産業省分	
交付金事業の成果及び評価			

交付金事業の実施に伴い締結された売買、貸借、請負その他の契約

契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額

成果及び評価に係る第三者機関の活用の有無
本事業に来年度以降も交付金を充当する場合の本事業に係る基本的な考え方

（備考）　⑴　事業ごとに作成すること。
　　⑵　番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
　　⑶　交付金事業の成果及び評価の欄には、進捗度、利用量並びに効果等をできる限り数値を用いて記載すること。
　　⑷　契約の方法の欄には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別を記載すること。
　　⑸　成果及び評価に係る第三者機関の活用の有無の欄については、第三者機関を活用した場合にあつては、第三者機関の名称及び構成員等を記載すること。
　　⑹　本事業に来年度以降も交付金を充当する場合の本事業に係る基本的な考え方の欄については、来年度以降の本事業の見通し等について記載すること。

附　則

この告示は、平成二十八年三月二十九日から施行し、平成二十七年度から適用する。ただし、様式第三の改正規定については、平成二十八年度から適用する。